平成２１年（フ）第７４９８号
大阪府東大阪市寿町３丁目15番29号　湊川マンション206号
債務者　竹中亜衣こと　李　　亜衣
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９９号
大阪府高槻市松が丘３丁目26番７号
債務者　岡村　智恵
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５０６号
大阪市生野区田島２丁目４番25号
債務者　水山明子こと　鄭　　明子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１１号
大阪府寝屋川市春日町30番４号
債務者　福永　信子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１３号
大阪府豊中市上新田１丁目24番Ｃ―1105号
債務者　石垣　清高
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３号
愛媛県今治市波止浜10番地21　マルタハイツ２Ｆ５号、旧住所愛媛県今治市大西町九王甲2225番地３
債務者　竹田　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１２２７号
仙台市青葉区宮町５丁目９番３―307号
債務者　遠藤眞理子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３８号
仙台市太白区袋原１丁目18番38号　ＫＡＴ―ＵＮ２―101
債務者　伊藤　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４６号
仙台市宮城野区清水沼１丁目１番24―411号
債務者　佐藤和香子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８３号
仙台市若林区沖野３丁目22番10号
債務者　菅井　正子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２２号
宮城県亘理郡亘理町字道田西66番地３　ジュネスＫ103
債務者　日塔　清江
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３２号
仙台市青葉区荒巻中央19番18号　サンヨーコーポ105
債務者　加藤ツネ子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
茨城県ひたちなか市大字市毛1167番地１　グリーンガーデンヴィラ102
債務者　佐藤満里子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５４４号
茨城県ひたちなか市外野１丁目31番14号　アズマハイツ101号
債務者　豊田　妙子（旧姓綱川）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
茨城県ひたちなか市大字高場820番地　大塚住宅Ｇ棟
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８８号
茨城県筑西市樋口1300番地32、前住所茨城県つくば市観音台１丁目28番地６　プリムローズ・アイ301号
債務者　北條　　守
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０２号
茨城県常総市古間木1487番地１
債務者　小菅恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部